

廃棄物を排出する事業者等による
適正な処理を確保するための
対策の強化

～ 産業廃棄物の自社保管に関する届出制の創設 ～

改正概要

排出事業者は、建設工事に伴い生じる産業廃棄物を、排出した事業場の外において自ら保管(保管の用に供される場所の面積が300m²以上の場所で行うものに限る。)を行おうとするときは、原則としてあらかじめ都道府県知事に届け出なければならないこととする、届出制を創設。(違反した者には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。)

ただし、非常災害のために必要な応急措置として保管を行うときは、保管した日から14日以内に都道府県知事に届け出ることとする。(違反した者には、20万円以下の過料。)

保管届出場所における産業廃棄物の保管については、産業廃棄物処理基準が適用される。

届け出た事項を変更しようとするときは、事前に届け出なければならない。また、保管をやめたときは、30日以内に届け出なければならない。

特別管理産業廃棄物についても同様の保管届出制を創設。

施行日時点で行われている保管については、6月30日までに都道府県知事に届け出なければならない。



効果

保管場所をあらかじめ行政が把握し、不適正化する前に事業者を適切に指導。

不適正保管を早期に発見し、事業者に対して報告徴収、立入検査等の行政処分等を迅速に行うことにより、生活環境保全上の支障の発生を未然に防止し、または拡大を防止する。

～ 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について～

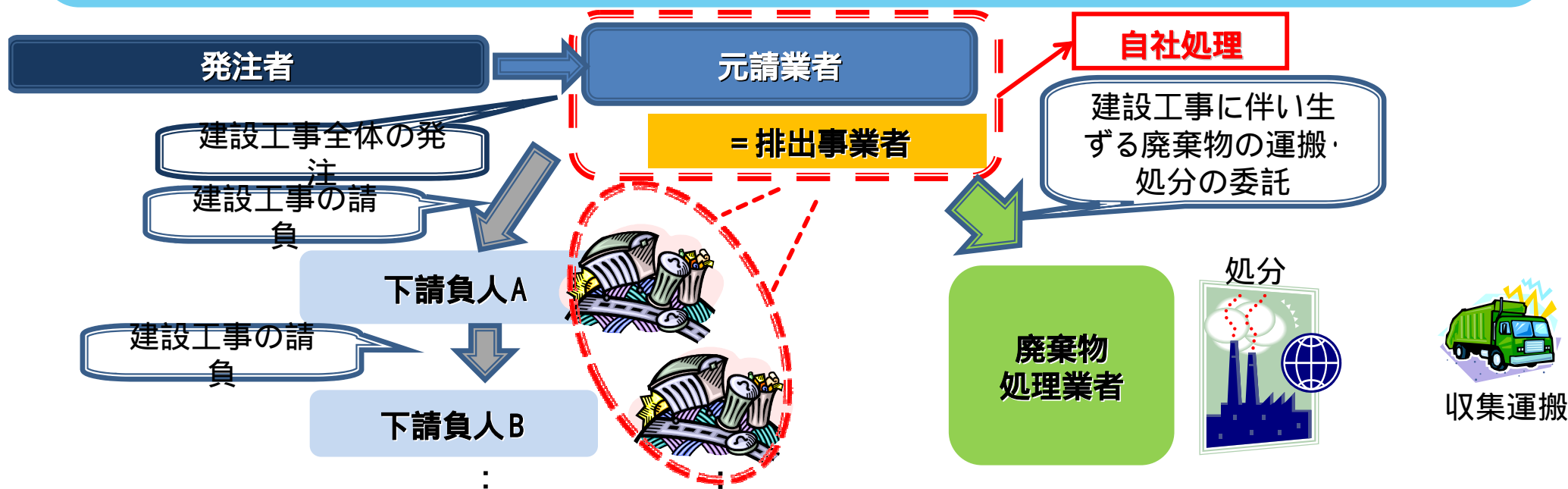
改正概要

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、その建設工事の元請業者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有するという原則を確立。

効果

建設工事から生ずる廃棄物については、元請業者が、元請業者の廃棄物として自ら処理するか、その運搬・処分を許可業者に委託しなければならない。

下請負人は、廃棄物を処理したり処理を委託するには、廃棄物処理業の許可を有していなければならない。



排出事業者を明確にすることで、排出事業者責任の徹底を図り、建設系廃棄物の不法投棄等を防止する。

建設系廃棄物に関する処理責任の元請一元化

第21条の3第2項～第4項の規定について

原則 < 第1項 >

建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が排出事業者としての責任を有する。

効果 建設系廃棄物については、元請業者が元請業者の廃棄物として、
(1)自ら処理するか、(2)その処理を許可業者に委託しなければならない。

= 基本的に、下請負人は廃棄物処理業の許可を有して元請業者から適法な委託を受けた場合にのみ廃棄物処理が可能となる。



例外

第2項

下請負人による建設工事現場内での保管

保管を行う下請負人も保管基準に従わなければならないこととし、適正な保管を担保



第4項

元請業者からの委託を受けずに下請負人が行う委託

元請業者の指示又は示唆により下請負人が委託を行う場合には、元請業者が下請負人に委託していることになる。このため、第4項のようなケースは例外的であるが、法的な措置が必要。

下請負人であっても処理の委託をする際には、委託基準に従い、マニフェストを交付しなければならないこととし、適正な処理委託を担保

第3項

下請負人による一定の廃棄物についての運搬

環境省令で定める廃棄物の運搬に限り、業許可を不要とするが、処理基準に従い運搬しなければならないこととし、適正な運搬を担保

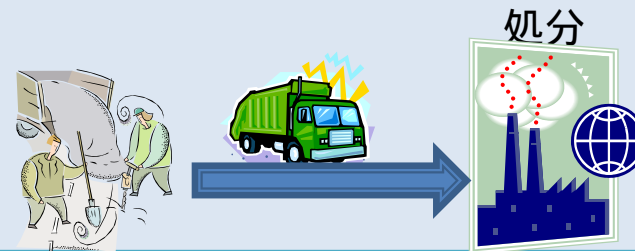
(廃棄物の処分は元請業者又は元請業者の委託を受けた者が行う。)

元請業者が、自らの排出事業者責任を果たしておらず、下請負人が不適正な取扱いをしていた場合には、元請業者もその責任を負う(措置命令の対象となる)

建設系廃棄物に関する処理責任の元請一元化

第21条の3第3項の環境省令で定める廃棄物

- 一 次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物(特別管理廃棄物を除く。)であるもの
 - イ 建設工事(建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。)であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの
 - ロ 引渡しがされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの
- 二 次のように運搬される廃棄物であるもの
 - イ 1回当たりに運搬される量が1立方メートル以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの
 - ロ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設(積替え又は保管の場所を含み、元請業者が所有権を有するもの(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するもの)に限る。)に運搬されるもの
- ハ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの



運搬を行う下請負人は、当該運搬が法第21条の3第3項に規定する場合において行われる運搬であることを証する書面を携行しなければならない。

～ マニフェスト制度の強化 ～

改正概要

マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付者は、交付したマニフェストの写し(いわゆるA票)を5年間保存しなければならないこととする。

産業廃棄物の運搬又は処分の受託者は、マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引渡しを受けてはならないこととする。

に違反した者については、措置命令(第19条の5)の対象に追加。
また、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。



の例外

電子マニフェストを使用している、排出事業者から、電子マニフェストを使用した報告を求められた電子マニフェストを使用できる処理受託者は、 の限りでない。

また、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、広域認定業者等のマニフェスト制度の適用が除外されている場合については の禁止の対象外。

効果

委託先から送付を受けたマニフェストの写し(いわゆるB～E票)との照合が可能になり、委託処理の終了を適正に確認することに資する。

マニフェストを伴わない委託処理を防止し、排出事業者責任の徹底を図る。

～ 産業廃棄物処理業者の委託者への通知制度 ～

改正概要

産業廃棄物の処理を受託した産業廃棄物処理業者・特別管理産業廃棄物処理業者に、受託した処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が発生

事故(保管上限超過) 事業の廃止 施設の休廃止 埋立終了
欠格要件該当 行政処分(改善命令は保管上限超過)

10日以内にその旨を委託者に対して通知し、通知の写しを保存(5年間)
(違反した者には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。)

通知の発出及び通知の保存は、電子ファイルで行うことも可能。

通知を受けた者は、

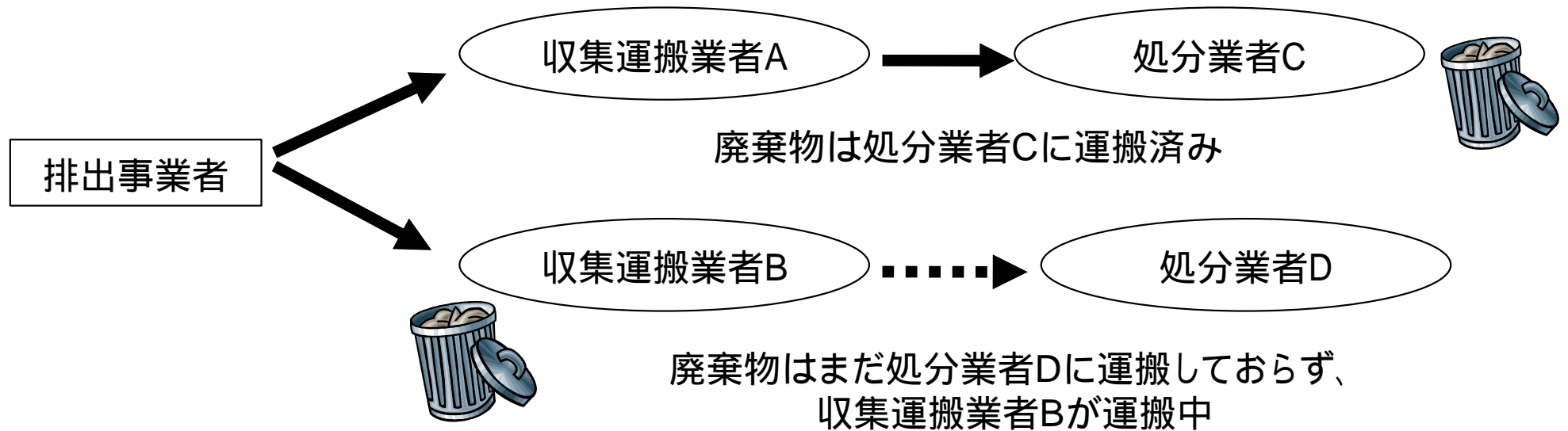
収集運搬業者に引き渡した廃棄物(通知をした収集運搬業者に運搬を委託したものに
限る。)について運搬が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないとき

収集運搬業者又は処分業者に引き渡した廃棄物(通知をした処分業者に処分を委託し
たものに限る。)について処分が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないときは、
生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、
通知を受けた日から30日以内に都道府県知事に報告しなければならない。

排出事業者責任の徹底を図り、もって適正処理を確保する。

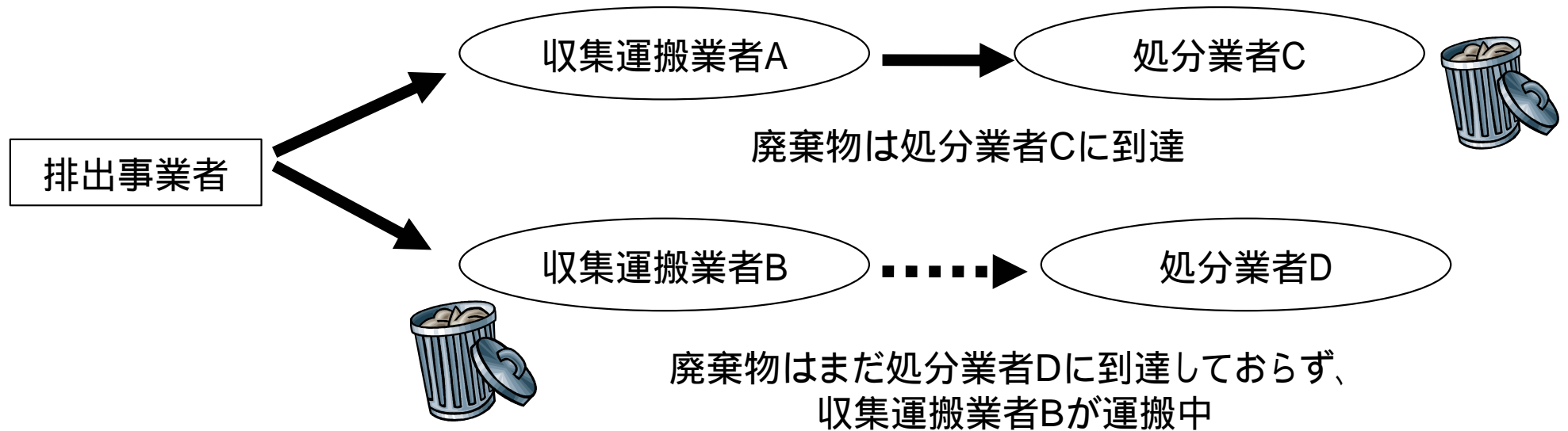
通知を受けた排出事業者が都道府県知事に報告書を提出するのは、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあり、具体的に措置を講ずる必要がある場合に限定されている。

パターン 収集運搬業者から通知を受けた場合



既に運搬が終了した旨のマニフェストの送付を受けている収集運搬業者(A)から通知が来た場合には、報告書の提出は不要。廃棄物を引き渡したがまだ運搬が終了していない収集運搬業者(B)から通知が来た場合には、報告書の提出は必要。

パターン 処分業者から通知を受けた場合



廃棄物を収集運搬業者又は処理業者に引き渡し、その廃棄物について処分が終了した旨のマニフェストの送付を受けていない場合において、処分業者から通知を受けたときは、通知をした処分業者に廃棄物が到達しているか(処分業者C)していないか(処分業者D)にかかわらず、報告書の提出は必要。

～ 排出事業者の産業廃棄物の処理状況確認 ～

改正概要

排出事業者は、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、**当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行った上で**、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

処理の状況に関する確認とは・・・

(例) 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要最低限の事項を实地に確認すること

- ・委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能な状況にあるか(最終処分場の残余容量が十分か)
- ・施設外への廃棄物の飛散・流出はないか
- ・廃棄物保管場所での廃棄物の飛散・流出はないか
- ・(安定型最終処分場の場合)展開検査が適正に行われているか

(例) 処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認すること

効果

排出事業者は、処理委託先の産業廃棄物処理業者が委託契約書に沿って産業廃棄物の処理を実施していることを確認することで、最終処分終了までの一連の処理行程における適正処理をより一層確保。

～ 報告徴収・立入検査・措置命令の対象拡充～

改正概要

- < 報告徴収 > 「その他の関係者」を追加。
- < 立入検査 > 「その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所」を追加。
- < 措置命令 > 「廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集、運搬」
「産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管」
「交付したマニフェストの写しを保存しなかった者」
「マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けた者」
「建設工事の下請負人が措置命令を受ける場合のその元請業者(適正に他人に委託して排出事業者責任を果たしていた者を除く。)」を追加。

- ・その他の関係者とは:不適正処理がなされた土地の所有者、占有者や不適正処理の関与が疑われる者等を広く含む。
- ・その他の場所とは:航空機、コンテナ等を広く含む。
- ・廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集運搬には積替保管が、処分には処分に伴う保管が含まれるため、これらの保管に対しても措置命令は発出可能である。

効果

不適正処理に対して、迅速・的確な対処が可能となる。

～ 罰則の強化 ～

対象となる違反行為	罰則
<p>不法投棄・不法焼却・無確認輸出(未遂も含む) 無許可営業、無許可施設設置 許可の不正取得 事業停止命令違反、措置命令違反、 委託違反 指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の処理基準違反 など</p>	<p>5年以下の懲役 1000万円以下の罰金 又はこれらの併科 * 青字は、法人重課の対象であり、法人に対して、 3億円以下の罰金刑()</p>
<p>委託基準違反、再委託基準違反、 施設の改善・使用停止命令違反、改善命令違反 施設の無許可譲受・借受、 不法投棄・不法焼却目的の収集運搬(予備罪) など</p>	<p>3年以下の懲役 300万円以下の罰金 又はこれらの併科</p>
<p>欠格要件に該当した場合の届出違反、 使用前検査の受検義務違反、マニフェスト義務違反 保管の事前届出違反 マニフェストの交付を受けない産業廃棄物の引受け禁止違反 処理困難時の委託者への通知義務・通知保存義務違反 など</p>	<p>6ヶ月以下の懲役 50万円以下の罰金</p>
<p>帳簿義務違反、維持管理記録義務違反、 報告徴収の拒否・虚偽報告、立入検査・収去の拒否・妨害・忌避 定期検査の拒否・妨害・忌避 など</p>	<p>30万円以下の罰金</p>
<p>多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の提出、実施状況報告義務違反 など</p>	<p>20万円以下の過料</p>

※法人重課

行為よりも高くすること
 両罰規定において、法人に対する罰金額の上限を違反した

赤字斜字部分が今回の改正部分